

ぎふクリーン農業表示要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ぎふクリーン農業の表示について必要な事項を定めることにより、ぎふクリーン農業に対する消費者の理解促進を図るとともに、生産意欲の高揚及び流通の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ぎふクリーン農業」とは、次の号のいずれかに該当する栽培方法とし、栽培基準は、別に定める。

- (1) 生産ほ場に由来する土壌を用いた食用作物の栽培であって、従来に比べ化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減した栽培
- (2) 生産ほ場に由来する土壌を用いない食用作物の栽培であって、従来に比べ化学合成農薬を30%以上削減した栽培
- (3) 花き栽培であって、化学合成農薬及び化学肥料、又は化学合成農薬を削減した栽培
- (4) きのかきの栽培であって、化学合成農薬を使用しない栽培

2 この要綱において「ぎふクリーン農産物」とは、前項の栽培方法により生産され、第4項の規定により表示された農産物のことをいう。

3 この要綱において「ぎふクリーン農産物加工食品」とは、前項のぎふクリーン農産物を原材料として製造され、第4項の規定により表示された食品のことをいい、製造基準は、別に定める。

4 この要綱において「表示」とは、第7条第2項の規定により登録され、生産されたぎふクリーン農産物又は製造されたぎふクリーン農産物加工食品について、表示することをいう。

(表示対象)

第3条 表示の対象は、次の号のいずれかに該当する農産物及び加工食品とする。

- (1) 本県において生産される米、麦、豆類、茶等で乾燥調製した農産物
- (2) 本県において生産される野菜及び果実で加工しない農産物
- (3) 本県において生産される花き
- (4) 本県において生産されるきのかき
- (5) (1)、(2)及び(4)の農産物を原材料として製造した加工食品

(ぎふクリーン農業運営会議及びぎふクリーン農業表示専門部会)

第4条 ぎふクリーン農業制度の運営について意見を聴くため、ぎふクリーン農業運営会議「(以下「運営会議」という。）」を設置する。

2 基準の設定、表示及び登録の適否等について審議するため、ぎふクリーン農業表示専門部会(以下「部会」という。）」を設置する。

3 「運営会議」及び「部会」の組織、運営に関して必要な事項は、別に定める。

(諮問・答申)

第5条 知事は、第7条第2項及び第3項の規定による登録の適否、第9条第2項及び第3項の規定による登録内容の変更の適否及び第11条第1項の登録の取り消しについて、部会に諮問するものとする。

2 部会の長は、前項の規定の結果により答申を行うものとする。

(表示基準)

第6条 ぎふクリーン農産物及びぎふクリーン農産物加工食品の表示基準は、次のとおりとする。

- (1) 次条第2項に規定する登録がされていること。
- (2) 栽培基準又は製造基準を遵守した生産又は製造が行われていること。
- (3) 残留農薬自主検査を実施していること。残留農薬自主検査に関する方法等については別に定める。
- (4) 第13条に規定する登録者の責務を遂行されていること。

(登録申請と登録)

第7条 ぎふクリーン農業生産又はぎふクリーン農産物加工の登録をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、生産又は製造を開始する前に知事に申請しなければならない。

ただし、農産物を栽培する者以外の者が申請しようとする場合は、当該農産物を栽培した者との連名により申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請内容が基準に適合すると認めるときは、必要事項を登録し、その旨を登録申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の申請内容が表示基準に適合しないと認めるときは、登録を行わない理由を付して登録申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、3年間とする。

- 2 登録を更新しようとするものは（以下「更新申請者」という。）、登録の有効期限内に知事に申請することができる。
- 3 知事は申請内容が適正であると認めるときは、その登録を更新し、更新申請者に通知するものとする。

(登録の変更及び生産等の中止)

第9条 第7条第2項の規定により登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録内容を変更するときは、知事に遅滞なく申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請内容が適正であると認めるときは、登録の変更を行い、その旨を登録者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の申請内容が不適正であると認めるときは、改善のために必要な指導を行うことができるものとする。
- 4 登録者は、登録内容以外の重要な事項を変更するとき又は生産等を中止するときは、知事に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第10条 登録証を滅失し、又は汚損した者は、知事にその旨を申し出て、その再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請内容が適正であると認めるときは、登録証を再交付するものとする。

(登録の取り消し)

第11条 知事は、登録内容と事実と偽り等があると認めるとき、若しくは登録者の責務を遵守していないと認めるときは、その登録を取り消し、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消すときは、登録取り消しの理由を付して登録者にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録を取り消したときは、登録者に過失がないと認められる場合を除いて、その取り消しの日から起算して3年間、当該者の登録を行わないものとする。

(表示方法)

第12条 登録者は、ぎふクリーン農産物又はぎふクリーン農産物加工食品に第7条第2項の規定による登録を受けた旨の表示票を表示することができる。

2 ぎふクリーン農産物又はぎふクリーン農産物加工食品に表示票を表示したときは、栽培管理表又は製造管理表の表示も併せて行わなければならない。

3 登録者、流通又は販売の関係者は、この要綱に定める表示と紛らわしい表示をしてはならない。

4 表示票は、ぎふクリーン農産物又はぎふクリーン農産物加工食品以外に表示してはならない。

(登録者の責務)

第13条 この表示制度は、生産者及び製造業者を信頼することを基本としたものであるため、登録者は、自らの責任ある生産管理又は製造管理及び厳格な出荷管理に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録者は、ぎふクリーン農産物及びぎふクリーン農産物加工食品の安全性と信頼性を確保するため、関係法令を遵守するとともに、GAPの導入等により適切な生産工程管理の実施に努めるものとする。

(2) 登録者は、生産、とう精、加工等に関する情報を栽培管理表又は製造管理表、インターネット及びその他の媒体等により、消費者、流通業者等に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めるものとする。

(3) 第9条第1項に規定する登録内容の変更をするときは、遅滞なく知事に申請すること。

(4) 表示票は適正な使用及び管理を行うこと。

(5) ぎふクリーン農産物又はぎふクリーン農産物加工食品の流通、販売過程及びこれを購入した消費者との間において、表示に係る問題が生じた場合、又は第11条第1項の規定に基づく登録の取り消し若しくは改善のための指導により損失が生じた場合は、登録者がその責を負うこと。

(6) 要綱第2条で定める栽培基準及び製造基準を遵守すること。

(指導)

第14条 知事は、生産者又は製造業者が登録を行おうとする場合、又は登録を行った場合は、生産者又は製造業者に対し、適正な生産及び表示・出荷を確保するために必要な指導、調査を行うこと及び報告を求めることができる。

2 調査の方法については、別に定める。

(実績報告)

第15条 知事は、登録者に対し、表示を行った農産物及び加工食品の生産、販売状況及び表示票の管理状況について、必要に応じて報告を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 1月 6日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年 8月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年 9月29日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年 4月 2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年12月21日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。